

土木・建設・工事業等のオーナー様に朗報！

「技能講習」受講者への助成金が増額されました

「技能講習」を受けた場合には、各都道府県労働局に支給申請することにより

①受講者が雇用保険に加入している場合 → **受講料の80%、さらに日当(8,000円/1日)**

② 〃 〃 していない場合 → **受講料の80%**

が事業主に支給されます。

[岩手・宮城・福島 3県の企業に所属する従業員が受講した場合は、受講料は100%還付されます！]

助成金が対象となる企業・受講者とは

- ①建設・土木・電気等の工事業で、**雇用保険料率16.5/1000(平成26年度)**を納付している事業主
- ②中小建設業(資本金3億円以下または常用労働者300人以下)で働いている従業員、短期労働者、日雇労働者
※一人親方、及び親族のみを使用している建設事業主は助成金の対象になりません。
- ③受講者が事業主のご親族の場合、雇用保険に加入していること
※事業主本人は助成金の対象になりません。
- ④一般的には、下記の業種が該当します。

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、鳶・土木工事業、鋼構造物工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、舗装工事業、防水工事業、造園工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、さく井工事業、建具工事業、内装仕上工事業、板金工事業、ガラス工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、機械器具装置工事業

☆受講できる技能講習☆ (助成金額は、雇用保険加入で日当を受領した値で算出してあります)

技能講習	日数	受講料(テキスト代等含む)	助成金額	実負担額
玉掛け	3日	43,000	58,400	△15,400
小型移動式クレーン	3日	63,000	74,400	△11,400
床上操作式クレーン	3日	63,000	74,400	△11,400
高所作業車	2日	63,000	66,400	△3,400
車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削)	2日	58,000	62,400	△4,400
	5日	113,000	130,400	△17,400
車両系建設機械 (解体用)	1日	35,000	36,000	△1,000

☆助成金の申請方法

受講前 …… 受講開始10日前までに、当センタへお問い合わせください
 受講後 …… 各都道府県の労働局に、講習終了後2ヶ月以内に書類申請が必要です。
 ※埼玉県はハローワークへ持参になります

申請は、全て当センタで代行して行います
(添付書類のお願いがございます)

公益社団法人 **わたらせ技能講習センタ**

足利講習所 〒326-0015 足利市八柵町103番地 TEL **0284-90-2080** FAX 0284-90-2081

小山講習所 〒329-0216 小山市檜木293番地13 TEL **0285-41-2051** FAX 0285-41-2052

URL:<http://www.watarase-ginou.or.jp> 「わたらせ技能」で検索！